

大和市告示第175号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を定めた。

平成30年8月17日

大和市長 大 木 哲

1. 住居表示を実施する区域

中央林間六丁目の一部、中央林間七丁目、中央林間八丁目及び中央林間九丁目（別図のとおり。）

2. 実施期日

平成30年10月9日

3. 住居表示の方法

街区方式

4. 街区符号及び住居番号

別添調書のとおり。